

北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度に係る
認定基準の手引き

令和7年10月1日施行

北九州市環境局産業廃棄物対策課

はじめに

近年、世界的な「気候危機」と言われる気候変動問題への対応が喫緊の課題となる中、2050年の炭素中立（カーボンニュートラル）実現や循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行において、産業廃棄物処理業界は重要な役割を担っています。

産業廃棄物を単なる廃棄物ではなく、製品の原料と捉え、再利用することは、新たな資源の確保や製造にかかる温室効果ガス排出量を大幅に抑制することに繋がります。また、産業廃棄物処理業者は、収集運搬の効率化や省エネ設備の導入を通じて、自らの事業活動における温室効果ガス排出削減を進めることができます。このように、産業廃棄物処理は多角的に温室効果ガス削減に貢献する循環型社会に不可欠な存在となっています。

さらに、近年では企業のサプライチェーン全体での温室効果ガス排出量開示の重要性が高まっています。その中でも、Scope3 排出量（廃棄物処理など、自社が直接所有・管理しない排出源からの排出）の開示義務化の動きは、業界に大きな影響を与えます。このような状況において、廃棄物処理事業者が自ら温室効果ガス排出量を適切に把握し、その削減に取り組むことは、非常に重要です。

こうした社会情勢の変化に対応するため、このたび、現行の「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」を刷新し、従来の評価項目に加え、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上への取組を新たに評価する新認定制度を創設しました。

新制度である「北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度」の認定を受けることは、事業者としての環境貢献への取組を明確に可視化し、企業価値の向上、取引先や市民からの信頼獲得といったメリットが期待できます。また、本制度への取組を通じて、排出事業者と処理業者の連携が強化されることで、産業廃棄物の減量化や再生利用を促進し、新たなビジネスチャンスの創出、ひいては脱炭素社会と循環経済への移行の実現に寄与する「選ばれる事業者」としての地位確立を後押しするものです。

この手引きでは、本制度の目的、申請資格、そして特に重要な認定基準の具体的な内容と、その適合性を確認するための方法について解説します。

申請を検討される事業者の皆様におかれましては、本手引きをご活用いただき、スムーズな申請手続きを進めてください。

1. 制度の目的

本制度は、北九州市が産業廃棄物の適正処理に加え、脱炭素型資源循環及びサステナビリティ向上に積極的に取り組む事業者を評価・認定するものです。これにより、産業廃棄物の適正処理のみならず、排出事業者と処理業者の連携による産業廃棄物の減量化・再生利用を促進し、脱炭素社会や循環経済への移行の実現に寄与することを目的としています。

2. 申請の資格・対象者

- (1) 市内に事業所を有する排出事業者
- (2) 処理業者にあっては、次のいずれも満たす者

ア 福岡県知事又は北九州市長が許可した産業廃棄物処理業者であって、かつ、市内に

事業所を有する者

- イ 産業廃棄物処理業又は特別産業廃棄物処理業の許可を受けた日から起算して3年以上経過している者

【認定の対象とならない場合】

上記（１）または（２）に該当する場合でも、以下のいずれかに該当する場合は認定の対象となりません。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当する者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であり、又は民事及び刑事事件等これらに類する事件に関わり、社会通念上不適当と認められる者

3. グレード認定について

本認定制度では、産業廃棄物の適正処理に加え、自社の脱炭素化、脱炭素型資源循環、サステナビリティ向上への取組状況を総合的に評価し、以下の基準に基づき、4段階で認定します。各グレードの名称とそれぞれのグレードで求められる取組状況の概要は以下のとおりです。

サーキュラーキーパー（★）

- ・産業廃棄物の適正処理、安全確保を高いレベルで実現している事業者を対象とします
- ・すべてにグレードにおいて、産業廃棄物の適正処理・安全確保は前提となります。

グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）

- ・サーキュラーキーパー（★）の取組に加え、温室効果ガス排出量算定に着手し、脱炭素化への第一歩を歩み出している事業者を対象とします。
- ・環境負荷の低減に向けた具体的な活動を計画・実行し始めている段階です。

グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）

- ・グリーンサーキュラーチャレンジャー（★★）の取組に加え、温室効果ガス排出量削減目標を明確に設定し、その達成に向けて具体的な削減実績を上げ、成果を可視化している事業者を対象とします。
- ・積極的に脱炭素型資源循環やサステナビリティ向上に取組んでおり、その成果を明確に示せる段階です。

グリーンサーキュラーフロンティア（★★★★）

- ・グリーンサーキュラーナビゲーター（★★★）の取組に加え、廃棄物の焼却・埋立から脱却し、再生材を再び原料として供給・使用する等、脱炭素型資源循環において先進的かつ革新的な取組を実現している事業者を対象とします。
- ・環境分野における模範となるような、優れた実績を持つ最上位のグレードです。

4. 認定制度の評価項目と適合基準

各評価項目を類似する4つの評価基準に分類し、次のとおり適合基準や確認方法を定めます。

評価基準分類

- ① 産業廃棄物の適正処理
- ② 自社の脱炭素化に向けた取組
- ③ 産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組
- ④ サステナビリティ向上への総合的な取組

① 産業廃棄物の適正処理

この分類では、産業廃棄物の処理に関する法令遵守や事業運営の健全性、事業場の労働安全衛生への配慮といった、適正な処理を確保するための基盤となる取組を評価します。

ア 遵法性（法令順守と健全な事業運営）

【適合基準】

- ・申請書に記載されているすべての項目に適合していること（該当しない項目は除く）
- ・特に法で提出期限が定められているものは、期限内に提出されていること

【確認方法（書類）】

- ・申請書（遵法性に関する申告項目）の内容確認
- ・北九州市環境局産業廃棄物対策課が保有する過去2年度（申請年度を含む）記録との照合（法に基づき提出された報告書や届出等の提出状況、指導・処分歴等）

<考え方>

法で定められた産業廃棄物の処理方法や処理施設の基準等を守って、適切に処理することが求められる。

イ 電子マニフェスト使用

【適合基準】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを使用していること

【確認方法（書類）】

電子マニフェストシステム加入証の写し

<考え方>

電子マニフェストシステムでは、産業廃棄物の排出事業者、処理業者、収集運搬業者が産業廃棄物の処理の流れをより適正に管理できることから、加入している事業者を評価するもの。

ウ 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）

【適合基準】

- ・ 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること
- ・ 直前3年の各事業年度における**経常利益金額等**の平均額が0以上であること

<経常利益金額等について>

経常利益金額等：損益計算書上の経常利益金額に売上原価や販売費及び一般管理費に含まれる減価償却費の額を加えた額を指します。

【確認方法（書類）】

直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書の写し

<考え方>

産業廃棄物の適正な処理を継続して行うには、経理的基礎（利益を計上していること及び債務超過でないこと）を有している必要がある。

エ 事業場内の清掃実施、清潔の維持

【適合基準】

事業場内の清掃等を実施し、場内を清潔に保っていること

【確認方法（書類）】

申請書提出前2週間以内に撮影された事業場内全景、保管場所及び作業場所の写真

<考え方>

法第5条第1項で規定する土地等の清潔を保つ努力義務について、清掃によって事業場内を清潔に保ち、地域の環境保全に務めている必要がある。

オ 労働安全衛生への配慮

【適合基準】

- ・ 毎年、労働安全衛生に関する社内教育（例：安全衛生委員会による定期的な研修、外部講師を招いた講習等）を実施していること。
- ・ 事業場の管理監督者を安全衛生に関する研修会に参加させ、社内の安全衛生管理の向上に努めていること

【確認方法（書類）】

- ・ 労働安全衛生に関する社内教育の実施報告書、研修資料、またはこれらに準ずる実施が確認できる書類
- ・ 研修会の申込み記録等、参加したことが確認できる書類

○評価対象研修の例

主催	研修内容
中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター https://www.jisha.or.jp/seminar/	安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

主催	研修内容
福岡県労働基準協会連合会 北九州東支部 http://www.kh-roukikyo.or.jp/training/	危険予知活動（KYT）リーダー研修会
若松労働基準協会 http://kir384879.kir.jp/service.html	危険予知訓練（KYT）リーダー養成講習
	危険予知訓練（KYT）基礎4R法研修
福岡県労働基準協会連合会 八幡支部 https://www.f-roukijunren.or.jp/yahata.html	KYT・リスクアセスメント研修
福岡県産業資源循環協会	労働安全衛生スキルアップ研修会
福岡県産業資源循環協会 北九州支部	安全衛生に関する研修会

※各研修の開催状況については、主催団体のホームページ等にてご確認ください。

<考え方>

事業者が安定的に事業を継続していくためには、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することが重要である。その取組として、社内教育の実施を評価するもの。

カ 事業の透明性（情報公開）

【適合基準】

事業者の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ所定の頻度で更新していること

【確認方法（書類）】

以下のいずれかの方法で情報公開していることを証明する書類を提出してください。

- ・公益社団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する「事業の透明性に係る基準適合証明書」
- ・産廃情報ネットにより情報を公表・更新している場合は、「履歴証明サービス」により作成した書類
- ・事業者自らが開設したホームページで情報を公開している場合は、該当ページのプリントアウト

<考え方>

排出事業者が安心して産業廃棄物の処理を委託するためには、委託先の廃棄物の受入や処理の状況等の情報が求められる。それを踏まえ、インターネット上でこれらの情報を公開していることを評価するもの。

キ 産業廃棄物のリサイクル率を把握

【適合基準】

自社の産業廃棄物のリサイクル率を算定・把握していること

【確認方法（書類）】

自社の産業廃棄物に関するリサイクル率の算定資料（算定期間及び算定根拠を明記したもの）

＜考え方＞

脱炭素型資源循環への第一歩として、自社のリサイクル状況を数値で把握することは不可欠であり、その取組を評価するもの。

② 自社の脱炭素化に向けた取組

この分類では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握から削減目標の設定、省エネ設備導入、再生可能エネルギーの活用等、自社の脱炭素化に向けた具体的な取組を評価します。

ア 自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（グリーンサーキュラーチャレンジャー認定以上は必須項目）

【適合基準】

自社（北九州市内事業所分のみで可）の少なくとも **Scope1,2** に関する温室効果ガスの排出量を算定・把握していること。

＜Scope1 および Scope2 について＞

- ・ **Scope1（直接排出）**： 事業者が自ら温室効果ガスを直接排出する活動（例：自社所有のボイラーでの燃料燃焼、社用車のガソリン消費等）からの排出量です。
- ・ **Scope2（間接排出）**： 他社から供給されたエネルギー（電気、熱、蒸気等）の使用に伴う間接的な排出量。自社でエネルギー消費時に、そのエネルギー製造段階で発生した排出量を算定します。

【確認方法（書類）】

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき国に報告した温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に基づく報告書の写し。
- ・ 自社のウェブサイト、事業パンフレット等に排出量情報を公表している場合は、該当箇所の抜粋資料、公表資料（ホームページ、事業パンフレット等）

＜考え方＞

脱炭素型資源循環を推進するうえで、自社の温室効果ガス排出量を把握することは必須であり、その取組を評価するもの。

【排出量算定の参考情報】

温室効果ガス排出量の算定・把握は、脱炭素化への第一歩です。中小企業の皆様でも取組みやすいよう、以下のようなツールや制度の活用をご検討ください。

- ・（公社）福岡県産業資源循環協会では、毎月の電気料金等からエクセルを用いて温室効果ガス排出量を算定できるツールを提供しています。

（公社）福岡県産業資源循環協会 連絡先 093-409-8911

○ホームページ <https://www.f-sanpai.or.jp/>

- ・北九州 GX 推進コンソーシアムでは、希望する北九州市内の会員企業に温室効果ガス排出量可視化ツールを無償提供しています。

○ホームページ <https://ktq-gx.com/econipass-application/>

イ 自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（グリーンサーキュラーナビゲーター認定以上は必須項目）

【適合基準】

温室効果ガスの削減に向けた取組目標を設定し、具体的な取組方針に基づき、削減の実績をあげていることを公表していること。目標達成度合いを示す「削減数値」に加え、その数値の達成に向けた取組内容についても審査する。

【確認方法（書類）】

温室効果ガス削減に関する目標設定及び取組方針を示す資料（例：環境報告書等のパンフレット、ホームページ）、並びに削減実績を示すデータまたは報告書

<考え方>

自社の温室効果ガス排出削減に向けた目標を設定し、具体的な取組方針に基づき削減実績をあげていることを評価するもの。

ウ 事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調）を導入している（既存設備の更新も含む）

【適合基準】

直前5年以内において、省エネ設備を導入していること

【確認方法（書類）】

設備等を導入していることが分かる資料（仕様、図面、配置図、設置状況が確認できる写真）

<考え方>

省エネ設備の導入は、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に貢献する取組であり、評価するもの。

エ 脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている

【適合基準】

事業者が自らの事業の使用電力を100%再エネ（水力発電、太陽光発電、風力発電等）で賄っていること

【確認方法（書類）】

電力会社との契約書等の確認できる書類の写し

<考え方>

自社で消費する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことは、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に貢献する取組であり、評価するものである。

オ 事業場内に太陽光発電設備を導入している

【適合基準】

太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備を設置していること

【確認方法（書類）】

設置状況が確認できる写真、設置日や容量が分かる書類（契約書や領収書）

<考え方>

太陽光発電の活用はカーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に貢献する取組であり、評価するもの。

カ 温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している

【適合基準】

環境に配慮された車両を導入（購入又はリース）していること。収集運搬車両に限らず、広く業務に利用している車両が対象となり、台数は問いません。

<環境に配慮された車両の例示>

燃料電池車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド車等の自動車

【確認方法（書類）】

提出された該当車両の車検証の写しの識別番号が以下のいずれかであること

燃料電池車、電気自動車	1桁目 Z
天然ガス自動車	2桁目 E、F
ハイブリッド自動車	2桁目 A、C、E、G、J、L、M、N、Q、S、Y
プラグインハイブリッド自動車	2桁目 L、M

<考え方>

有害物質の排出抑制はすべての企業に求められている。環境に配慮した車両を導入することは、排出ガスを積極的に削減し、事業場周辺の生活環境を保全する取組であり、評価するもの。

キ 廃棄物等の輸送時に運搬車両の運用や運搬ルートを効率化する等より温室効果ガス排出量削減を推進している

【適合基準】

運搬車両の運用を効率的に行うことにより、温室効果ガスの排出量削減を推進していること

【確認方法（書類）】

取組が分かる資料（機器・システムの概略図、写真、運用状況等）

<考え方>

運搬車両の効率的な運用は、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に貢献する取組であり、評価するもの。

ク 燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集等取組を行っている

【適合基準】

合成メタン、バイオメタン、水素等を導入していること、または導入に向けた具体的な検討や情報収集を行っていること

【確認方法（書類）】

導入していることが分かる資料（契約・購入状況がわかる資料、製造設備概要図等、または、社内検討資料の写し（導入可能性調査報告書、導入計画書（案）、導入に向けた工程表、社内会議の議事録等）

<考え方>

燃料として合成メタン、バイオメタン、水素等を導入することは、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に貢献する取組であり、その取組を評価するもの。

ケ 北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている（加点点評価項目）

【適合基準】

北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けていること

【確認方法（書類）】

- ・ 認定証の写し
- ・ 参加状況が分かる資料（ホームページ等）

<考え方>

北九州市脱炭素電力認定制度は北九州市が進めている「再エネ100%北九州モデル」を活用した脱炭素の流れを市内企業にも普及し、加速させるものであり、本制度の認定を受けた脱炭素に関心の高い事業者を評価するものである。

北九州市脱炭素電力認定制度とは

脱炭素に関心の高い市内企業を応援し、再生エネ 100%電力をはじめとする脱炭素電力を導入した市内企業を認定することで、地域全体の脱炭素化を促進する制度

○北九州市ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/290_00006.html

コ SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している（加点点評価項目）

【適合基準】

SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向け含む）を取得していること

【確認方法（書類）】

- ・ 認定証の写し
- ・ 参加状況が分かる資料（ホームページ等）

<考え方>

SBT 認証は気候変動に関する国際的な目標・取組が定められたパリ協定に整合する持続可能な企業であることを示すものであり、評価するものである。

SBT 認証とは

企業が設定する温室効果ガス排出削減目標が、パリ協定が求める水準と整合していることを科学的根拠に基づいて第三者機関が認証する制度。

「Science Based Targets」の頭文字を取って SBT となり、日本語に訳すと「科学にもとづく目標設定」という意味である。

○環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/files/SBT_syousai_all_20210810.pdf

③ 産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

この分類では、産業廃棄物の減量化や再資源化の促進、処理コスト削減、他社との連携等、産業廃棄物を介した脱炭素型資源循環の推進に貢献する取組を評価します。

ア 産業廃棄物の脱炭素型資源循環の取組が優れており、その取組の効果が実績として認められる（グリーンサーキュラーナビゲーター認定以上は必須項目）

【適合基準】

以下のいずれかの基準を満たし、脱炭素化や資源循環の取組が優れており、その効果が実績として認められること。「数値」に加え、その数値の達成に向けた取組内容についても審査する。

【確認方法（書類）】

○排出事業者

廃棄物発生量の抑制量や再利用量、再生利用率の算定資料

○処理業者

再生利用率または最終処分量削減率の算定資料

<考え方>

脱炭素型資源循環を推進するうえで、自社の産業廃棄物のリサイクル率を把握することは必須であり、その取組を評価するもの。

イ 国や市の認定を受けた産業廃棄物処理業者へ廃棄物・資源化物の処理委託等を行っている

【適合基準】

廃棄物処分の委託を法に定める国の優良産廃処理業者又は「北九州市脱炭素型資源循環事業者認定制度」の認定を受けている処理業者のうち、少なくとも1社と契約している。

【確認方法（書類）】

産廃処理契約書、マニフェストの写し等

＜考え方＞

厳しい基準を満たした認定事業者を利用することは、産業廃棄物の適正処理や環境に配慮した事業活動を推進するものであり、その取組を評価するもの。

ウ 排出事業者と廃棄物の減量化・資源化に向けた協議等、コミュニケーションを行っている

【適合基準】

排出事業者に対し、廃棄物の分別や排出抑制について文書によって周知を図り、定期的に協議や現地調査を実施していること

【確認方法（書類）】

排出事業者に対して、分別や排出抑制の啓発のために配布した文書、現地調査や協議の報告書等

＜考え方＞

産業廃棄物の資源循環を推進していくためには、排出事業者への意識づけが必要となる。その取組として産業廃棄物処分事業者の立場から排出事業者に対し、廃棄物の分別や排出抑制を啓発することは重要であり、その取組を評価するもの。

エ 再生材利用や生産に向けて技術開発や試作品製作等に取り組んでいる

【適合基準】

排出事業者が自社の廃棄物を原料として再利用するため、技術開発や試作品製作に取り組んでいる。

【確認方法（書類）】

技術開発や試作品製作にかかる書類等、試作品の見本等

＜考え方＞

排出事業者から出される産業廃棄物を再生材として利用することは、資源循環型社会の実現に寄与するものであり、その取組を評価するもの。

オ 廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換促進するための技術開発・設備導入を計画している

【適合基準】

社内で廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへ転換する方針が示され、技術開発や設備導入の計画等が具体的に検討されている。

【確認方法（書類）】

リサイクルへの転換促進に向けた技術開発や設備導入の計画に係る書類等、設備の設計図等

<考え方>

廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換に向けた検討を進めていることは、資源循環型社会に高い意識があることを表すものであり、その取組を評価するもの。

カ 定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナーに参加し、情報収集に取り組んでいる

【適合基準】

次のいずれかに該当すること（参加人数は問わない）

- ・ 直前5年以内に、産業廃棄物対策課が開催する北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会に従業員を参加させている。
- ・ 直前5年以内に、（公社）福岡県産業資源循環協会が主催する講習会等に従業員を参加させている。
- ・ 直前5年以内に、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが主催する講習会等に従業員を参加させている。

【確認方法（書類）】

- ・ 研修会の申込み記録等の参加したことが確認できる書類
- ・ 産業廃棄物対策課における記録の照合

<考え方>

セミナー等への参加を通じて、産業廃棄物の適正処理やサーキュラーエコノミーに関する情報を積極的に収集しようとする姿勢を評価するもの。

キ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会に加入している

【適合基準】

（公社）福岡県産業資源循環協会に加入している

【確認方法（書類）】

（公社）福岡県産業資源循環協会が発行する会員証明書

○協会への入会、会員証明書発行について

連絡先 （公社）福岡県産業資源循環協会 TEL 092-409-8911

<考え方>

福岡県産業資源循環協会は産業廃棄物の適正処理の推進、資源循環による持続可能な循環型社会形成に寄与する様々な活動を展開していることから当該協会に加入していることを評価するもの。

ク 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でPRしている

【適合基準】

自社の脱炭素型資源循環の取組を様々な広報媒体で発信していること

【確認方法（書類）】

自社のホームページ画面をプリントアウトしたものや広報物（チラシ、パンフレット等）

＜考え方＞

自社の脱炭素型資源循環の取組を紹介することは、産廃業界のみならず他業界にも取組を広げるきっかけとなり、その取組を評価するもの。

ケ 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でPRしている

【適合基準】

エコライフステージ、エコテクノ、その他環境イベント等にブース出展、パネル展示、発表等で参画していること

【確認方法（書類）】

参画したことが分かる資料・写真等

＜考え方＞

リサイクルや脱炭素化への取組やその効果を市内外へ広く発信することは、産廃業界のみならず他業界にも取組みを広げるきっかけとなり、その取組を評価するもの。

コ 自社の技術により、廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現している

【適合基準】

社内で廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへ転換する方針に基づき、技術開発や設備導入等の計画が実施されている。

【確認方法（書類）】

リサイクルへの転換促進に向けた技術開発や設備導入に係る書類（施設の現況写真、実施報告書等）

＜考え方＞

廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現していることは、資源循環型社会の実現に寄与するものであり、その取組を評価するもの。

サ 自らが排出した廃棄物から製造された再生材を、原料として循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している。（グリーンサーキュラーフロンティア認定は必須項目）

【適合基準】

自社の事業活動から排出される産業廃棄物を自社の製品製造プロセスにおいて再利用・再生利用する取組が、業界をリードする先進性・革新性を有し、その環境貢献度が特に顕著であると、有識者による定性的な審査で認められること。

【確認方法（書類）】

審査では、単なる実績の有無だけでなく、取組の背景にある課題意識、解決へのアプローチ、実現性、そして将来的な発展性までを総合的に評価します。申請書には、先進的・革新的な取組について、以下の点を具体的に記述してください。

- ・取組の概要：どのような廃棄物を、どのようなプロセスを経て、自社製品のどの部分に再利用しているのか。具体的な流れを説明してください。
- ・先進性・革新性：既存の取組と比較して何が新しく、優れているのか。業界内での位置づけ（例：国内初、業界トップレベル等）を具体的に示してください。
- ・脱炭素型資源循環への貢献度：廃棄物の削減、リサイクル率向上、温室効果ガス排出量削減等、具体的な効果や実績を定量的に示してください。
- ・技術的な優位性や課題克服：循環利用を困難にしていた課題をどのように乗り越え、どのような技術的ブレークスルーがあったか。
- ・事業性・社会性：その取組が自社の事業収益性や社会全体に与えるポジティブな影響。
- ・今後の展望：将来的な拡大計画やさらなる発展へのビジョン。
- ・申請者によるプレゼンテーション：審査会において、提出された申請書の内容を基に、有識者に対して口頭での説明と質疑応答を行います。限られた時間で取り組みの魅力や重要性を効果的に伝えるため、視覚資料（写真、図表、動画等）を活用し、専門用語に偏らず、具体的な成果と今後の展望を分かりやすく説明してください。
- ・現地確認：取組の現場を訪問し、設備やプロセス、実績等を確認します。
これは提出された情報との整合性や取組の実態を把握するためのものです。

<考え方>

先進的かつ革新的な脱炭素型資源循環の取組みは、市内のみならず国内の産業廃棄物業界の発展や底上げに貢献するものであり、その取組みを評価するもの。

シ 再生材を原料として製造事業者へ供給し、循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している（グリーンサーキュラーフロンティア認定は必須項目）

【適合基準】

産業廃棄物の再生に関する取組が業界をリードする先進性・革新性を有し、その貢献度が特に顕著であると、有識者による定性的な審査で認められること。

【確認方法（書類）】

審査では、単なる実績の有無だけでなく、取組の背景にある課題意識、解決へのアプローチ、実現性、そして将来的な発展性までを総合的に評価します。申請書には、先進的・革新的な取組について、以下の点を具体的に記述してください。

- ・取組の概要：何を、どのように行っているのか。
- ・先進性・革新性：既存の取組と比較して何が新しく、優れているのか。業界内での位置づけ（例：国内初、業界トップレベル等）を具体的に示してください。

- ・脱炭素型資源循環への貢献度：廃棄物の削減、リサイクル率向上、温室効果ガス排出量削減等、具体的な効果や実績。
- ・技術的な優位性や課題克服：困難をどのように乗り越え、どのような技術的ブレークスルーがあったか。
- ・市場性・社会性：その取組が社会全体や他産業に与えるポジティブな影響。
- ・今後の展望：将来的な拡大計画やさらなる発展へのビジョン。
- ・申請者によるプレゼンテーション：審査会において、上記申請書の内容を基に有識者に対して口頭での説明と質疑応答を行います。限られた時間で取組の魅力や重要性を効果的に伝えるため、視覚資料（写真、図表、動画等）を活用し、専門用語に偏らず、具体的な成果と今後の展望を分かりやすく説明してください。
- ・現地確認：取組の現場を訪問し、設備やプロセス、実績等を確認します。これは提出された情報との整合性や取組の実態を把握するためのものです。

<考え方>

先進的かつ革新的な脱炭素型資源循環の取組みは、市内のみならず国内の産業廃棄物業界の発展や底上げに貢献するものであり、その取組みを評価するもの。

④ サステナビリティ向上への総合的な取組

この分類では、環境マネジメントシステムの導入、地域社会への貢献、多様な人材の活用等、環境保全だけでなく、企業全体の持続可能性（サステナビリティ）を高めるための幅広い取組を評価します。

ア IS014001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている

【適合基準】

IS014001、エコアクション 21 等の環境マネジメントに関する認証を受けていること

【確認方法（書類）】

認定証の写し

<考え方>

環境に配慮した事業活動に取り組むためには、その体制づくりが非常に重要であるため、IS014001、エコアクション 21 等の環境マネジメントに関する認証を取得していることを評価するもの。

エコアクション 21 とは

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営認証・登録制度。二酸化炭素・廃棄物等の削減に取組、その活動レポートを作成・公表することで、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組みである。

中央事務局ホームページ <https://www.ea21.jp/>

北九州市ホームページ https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/924_11331.html

イ 法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査（大気、騒音、振動、水質、悪臭、生態系等）の実施等により環境保全に取り組んでいる

【適合基準】

年1回以上、事業場周辺の環境調査を実施していること（環境調査項目は任意）

【確認方法（書類）】

調査結果資料（調査状況が分かるものであれば抜粋でよい）

<考え方>

廃棄物の適正処理のみに限らず、事業場から発生する環境リスクについて定期的に把握し、日常的にリスクマネジメントを実施することは、公害発生に未然防止措置として重要であるため、その取組の実施について評価するもの。

ウ 環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している

【適合基準】

事業所に環境に関する有資格者がいること（人数は問わない）

【有資格者の例示】

- ・環境カウンセラー
- ・公害防止（主任）管理者

【確認方法（書類）】

資格を証明する書類の写し及び従業員であることを証する書類

<考え方>

環境への配慮は、廃棄物処理に欠かせない事項である。公害防止管理者が行う事業場内における排出ガスや排水等の管理、環境カウンセラーが行う対外的な環境保全に関する助言等、環境に関する有資格者を雇用し、企業活動を行っていることを評価するもの。

エ 環境保全に関する地域貢献活動を実施している

【適合基準】

地域貢献活動を実施していること

具体的な活動内容は以下の例示するもののほか、功績が顕著であると認められるもの。

<地域活動の例示>

- ・清掃活動等のボランティア活動、寄付、協賛等

【確認方法（書類）】

取組内容が確認できる書類（取組状況の写真や自治会の案内文書等）

<考え方>

事業の実施における住民の理解を醸成するためには、ボランティア活動等の実施は有効な手段であるため、それらを実施していることを評価するもの。

オ 北九州ネイチャーポジティブネットワークに参画している

【適合基準】

北九州市生物多様性戦略の推進に向けて、産学官民が連携して取組を推進する北九州ネイチャーポジティブネットワークに参画していること

【確認方法（書類）】

ネットワークに参画していることが確認できるもの。

<考え方>

産業廃棄物・資源循環分野においても、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向けた取組みが求められており、生物多様性の保全に資する取組みを評価するもの。

北九州ネイチャーポジティブネットワークとは

豊かな自然を活用し、市の魅力向上や持続可能な社会の実現等の課題解決に向けて、事業者、教育・研究機関、コミュニティ（地域団体、NPO等）、行政等が一体となり、相互に連携、補完しながら、戦略に位置付けた取組を推進するネットワーク。

○連絡先 環境局総務政策部ネイチャーポジティブ推進課 TEL 093-582-2239

○ホームページ <https://nature-kitakyushu.com/> ネイチャーポジティブネット

カ 自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取り組んでいる

【適合基準】

自立支援を促す雇用や高齢者雇用等、下記のような取組みを行っていること

<取組み事例>

- ・元暴力団員、刑務所出所者等を雇用している。
- ・障害者雇用率以上の障害者を雇用している。
- ・高齢者（65歳以上）を雇用している。
- ・外国人を雇用している 等

【確認方法（書類）】

採用実績が分かる資料

<考え方>

産業廃棄物業では人材不足が深刻な問題となっており、産業廃棄物の適正処理に影響を及ぼす恐れがある。多様な人材を確保することで人材不足の解消が期待できる取組みを評価するもの。

キ 北九州 SDGs 登録事業者である（加点項目）

【適合基準】

北九州 SDGs 登録事業者である

【確認方法（書類）】

登録していることを証明する資料の写し

＜考え方＞

本制度により、SDGs や脱炭素の視点を経営に取り入れ、取組が見える化している事業者を評価するもの。

北九州 SDGs 登録制度とは

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を企業経営に取り入れている市内事業者に対し、その取り組みを「見える化」することで、企業の競争力向上と地域経済の活性化を促進することを目的とした制度。

○北九州市ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/324_00016.html

ク 北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している（加点項目）

【適合基準】

北九州市サステナブル経営認証制度の認証事業者である

【確認方法（書類）】

認証を受けていることを証明する資料の写し

＜考え方＞

本制度により、サステナブル経営を推進していると認証され、社会・地域課題に対する目標を設定し、インパクトの創出を目指す事業者を評価するもの。

北九州市サステナブル経営認証制度とは

国内外で高まる ESG 投資やインパクトファイナンスの潮流等を踏まえ、国際連合が示した SDGs の企業行動指針「SDG コンパス」に沿って企業等を認証する制度。これにより、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）に取り組む企業等を創出し、北九州市の新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）に掲げる「経済成長と社会課題解決の両立」の実現を目指す。

○北九州市ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/285_00011.html

5. 事業者別評価項目

下記の表は、排出事業者、処分業者及び収集運搬業者における各評価項目を示しています。各項目は、該当する事業形態や認定グレードに応じて、必須項目、選択項目、加点項目のいずれかに分類されます。つきましては、各事業形態に該当する評価項目を確認ください。

排出事業者

① 産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで 必須項目	—
イ 電子マニフェストの使用		
ウ 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ 事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ 労働安全衛生への配慮		
カ 事業の透明性（情報公開）		
キ 産業廃棄物のリサイクル率を把握		

② 自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各 1 点
イ 自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		
ウ 事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調）を導入している（既存設備の更新も含む）		
エ 脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている		
オ 事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ 温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		
ク 燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集等の取組を行っている		
ケ 北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	2 点
コ SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		3 点

③ 産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 産業廃棄物の脱炭素型資源循環の取組が優れており、その取組の効果が実績として認められる(※)	選択項目 (※)はグレードにより必須項目	各1点
イ 国や市の認定を受けた産業廃棄物処理業者へ廃棄物・資源化物の処理委託等を行っている		
エ 再生材利用や生産に向けて技術開発や実証事業、試作品製作等に取り組んでいる		
カ 定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取り組んでいる		
キ 福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でPRしている		
ケ 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でPRしている		
コ 自社の技術により、廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現している		
サ 自らが排出した廃棄物から製造された再生材を原料として循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している。(※)		

④ サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている	選択項目	各1点
イ 法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取り組んでいる		
ウ 環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している		
エ 環境保全に関する地域貢献活動を実施している		
オ 北九州ネイチャーポジティブネットワークに参加している		
カ 自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取り組んでいる		
キ 北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	2点

ク 北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している	加点項目	3点
------------------------------	------	----

処分業者

① 産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで 必須項目	—
イ 電子マニフェストの使用		
ウ 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ 事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ 労働安全衛生への配慮		
カ 事業の透明性（情報公開）		
キ 産業廃棄物のリサイクル率を把握		

② 自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各1点
イ 自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		
ウ 事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調）を導入している（既存設備の更新も含む）		
エ 脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱等）への切り替えを行っている		
オ 事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ 温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		
ク 燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素等）に向けた情報収集などの取組を行っている		
ケ 北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	2点
コ SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		3点

③ 産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 産業廃棄物の脱炭素型資源循環の取組が優れており、その取組の効果が実績として認められる（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各 1 点
ウ 排出事業者と産業廃棄物の減量化・資源化に向けた協議等、コミュニケーションを行っている		
エ 再生材利用や生産に向けて技術開発や実証事業、試作品製作等に取り組んでいる		
オ 廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへ転換促進するための技術開発・設備導入を計画している		
カ 定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取り組んでいる		
キ 福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でPRしている		
ケ 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でPRしている		
コ 自社の技術により、廃棄物の焼却や埋立からリサイクルへの転換を実現している		
シ 再生材を原料として製造事業者に供給し、循環利用する等、脱炭素型資源循環に向けた先進的かつ革新的な取組を実施している（※）		

④ サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている	選択項目	各 1 点
イ 法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取り組んでいる		
ウ 環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している		
エ 環境保全に関する地域貢献活動を実施している		
オ 北九州ネイチャーポジティブネットワークに参加している		
カ 自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取り組んでいる		

キ 北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	2 点
ク 北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している		3 点

収集運搬業者

① 産業廃棄物の適正処理

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 遵法性（法令順守と健全な事業運営）	すべてのグレードで 必須項目	—
イ 電子マニフェストの使用		
ウ 財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益）		
エ 事業場内の清掃実施、清潔の維持		
オ 労働安全衛生への配慮		
カ 事業の透明性（情報公開）		

② 自社の脱炭素化に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア 自社の温室効果ガス排出量（資源循環分野を含む）を把握している（※）	選択項目 （※）はグレードにより必須項目	各 1 点
イ 自社の温室効果ガス排出削減（資源循環分野を含む）に向けた目標を掲げ、削減の実績がある（※）		
ウ 事業場内に省エネ設備（高効率ボイラー、LED、高効率空調）を導入している（既存設備の更新も含む）		
エ 脱炭素電力（太陽光、風力、水力、地熱など）への切り替えを行っている		
オ 事業場内に太陽光発電設備を導入している		
カ 温室効果ガスの排出量削減に配慮した車両を導入している		
キ 廃棄物等の輸送時に運搬車両の運用や運搬ルートを効率化すること等により温室効果ガス排出量削減を推進している		
ク 燃料のカーボンニュートラル化（合成メタン、バイオメタン、水素など）に向けた情報収集等の取組を行っている		
ケ 北九州市脱炭素電力認定制度の認定を受けている	加点項目	2 点
コ SBT（Science Based Targets）認証（中小企業向けを含む）を取得している		3 点

③ 産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
カ 定期的に産業廃棄物の適正処理、脱炭素等に係るセミナー等に参加し、情報収集に取り組んでいる	選択項目	各1点
キ 福岡県産業資源循環協会に加入している		
ク 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をホームページ等でPRしている		
ケ 自社の産業廃棄物のリサイクルや脱炭素化の取組をイベント等でPRしている		

④ サステナビリティ向上への総合的な取組

評価項目	必須・選択・加点項目	点数
ア ISO14001 又はエコアクション 21 等の認証を受けている	選択項目	各1点
イ 法定以外で定期的に事業場周辺における環境調査の実施等により環境保全に取り組んでいる		
ウ 環境カウンセラー、公害防止管理者等の専門知識を有する従業員を雇用している		
エ 環境保全に関する地域貢献活動を実施している		
オ 北九州ネイチャーポジティブネットワークに参加している		
カ 自立支援を促す雇用や高齢者雇用等の推進により、多様な人材の確保、活用に取り組んでいる		
キ 北九州 SDGs 登録制度の登録事業者である	加点項目	2点
ク 北九州市サステナブル経営認証制度の認証を取得している		3点

6. グレードの認定基準

各認定グレードは、「評価基準分類①（産業廃棄物の適正処理）」の必須項目への適合状況に加え、「評価基準分類②（自社の脱炭素化に向けた取組）」、「評価基準分類③（産業廃棄物の脱炭素型資源循環に向けた取組）」、「評価基準分類④（サステナビリティ向上への総合的な取組）」の選択項目と加点項目の合計点数によって決定されます。

評価基準分類①の項目は全てのグレードで必須項目となります。評価基準分類②～④の選択項目（グレードによっては必須項目）と加点項目には、それぞれ定められた点数が設定されており、申請時に提出された書類や情報に基づき、これらの点数を合計してグレードの

認定を行います。

なお、国の優良産廃認定処理業者については、評価基準分類①のすべての評価項目に適合しているとみなします。

排出事業者

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー (★)	全7項目必須	なし	—
グリーンサーキュラー チャレンジャー (★★)	全7項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握	4点以上
グリーンサーキュラー ナビゲーター (★★★)	全7項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 ○産業廃棄物の脱炭素型資源 循環の優れた取組と実績	8点以上
グリーンサーキュラー フロンティア (★★★★)	全7項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 ○産業廃棄物の脱炭素型資源 循環の優れた取組と実績 ○脱炭素型資源循環に向けた 先進的かつ革新的な取組	15点以上

処分業者

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー (★)	全7項目必須	なし	—
グリーンサーキュラー チャレンジャー (★★)	全7項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握	4点以上
グリーンサーキュラー ナビゲーター (★★★)	全7項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 ○産業廃棄物の脱炭素型資源 循環の優れた取組と実績	8点以上

グリーンサーキュラー フロンティア (★★★★)	全 7 項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績 ③産業廃棄物の脱炭素型資源循環 ○産業廃棄物の脱炭素型資源 循環の優れた取組と実績 ○脱炭素型資源循環に向けた先 進的かつ革新的な取組	15 点以上
-----------------------------	----------	--	--------

収集運搬業者

グレード	評価基準分類①	評価基準分類②～④	
		必須となる選択項目	合計点数
サーキュラーキーパー (★)	全 6 項目必須	なし	—
グリーンサーキュラー チャレンジャー (★★)	全 6 項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握	3 点以上
グリーンサーキュラー ナビゲーター (★★★)	全 6 項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績	6 点以上
グリーンサーキュラー フロンティア (★★★★)	全 6 項目必須	②自社の脱炭素化 ○温室効果ガス排出量の把握 ○温室効果ガス削減目標と実績	10 点以上

7. 認定の有効期間

認定の有効期間は、北九州市が認定を決定した日から起算して、5 年が経過する日の属する年度の末日までとなります。

ただし、認定期間終了前に新たな認定（グレードアップ認定）を受けた場合は、5 年の経過を待たずに従前の認定の効力は失われ、認定期間が更新されます。認定グレードに変更がない場合は従前の認定期間が継続されます。

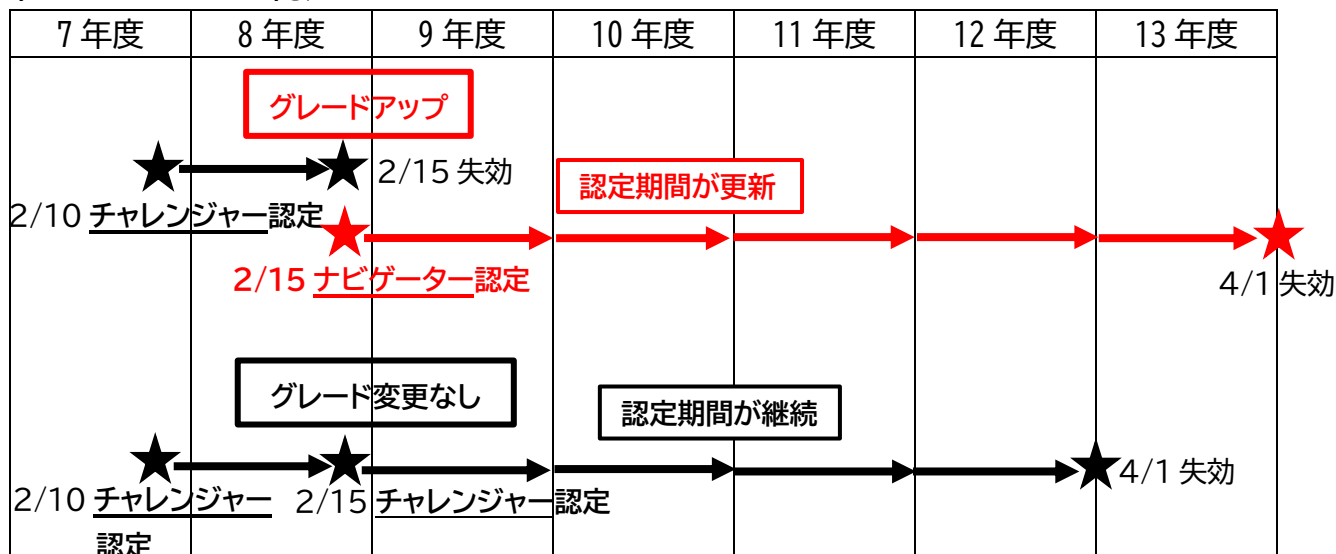
【有効期間の例】

令和 8 年 2 月 10 日に認定された場合、有効期間は令和 12 年度末までとなります。

(1) 新規認定・更新認定

7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
★ 2/10 新規認定	→	→	→	→	→	★ 4/1 失効
					4/1 更新認定 ★	→

(2) グレードアップ認定



8. 「北九州市産業廃棄物排出事業者・処理業者優良認定制度」の認定事業者への特例

これまでの適正処理やりサイクルへの取組等を評価し、新制度では、申請不要で自動的に「サーキュラーキーパー（★）」の認定事業者となります。認定の有効期間は旧制度の有効期限日までです。

9. 認定の取り消し

本制度の認定は、事業者が継続的に環境貢献への取組を推進し、その価値を高めていくためのものです。しかし、認定基準への不適合や法令違反等、認定事業者としてふさわしくない事態が発生した場合、認定を取り消すことがあります。

認定が取り消される主な事由は以下の通りです。

(1) 法令・基準違反

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、またはその他の環境関連法令に違反し、指導や処分を受けた場合
- ・ 労働安全衛生法に違反し、罰金の刑に処せられた場合
- ・ 認定基準に適合しなくなったと市が判断した場合

(2) 社会的信用の失墜

- ・ 暴力団関係者との関わりが明らかになった場合
- ・ 民事・刑事事件、その他これに類する事件に関わり、社会通念上不適切と認められた場合

(3) 報告義務の不履行

- ・ 市から提出を求められた書類や報告書を正当な理由なく提出しない場合
- ・ 提出された実績報告書の内容が虚偽であった場合

認定が取り消された場合、速やかに認定証を市に返納していただきます。

また、認定ロゴマークの使用も中止します。認定は、あくまで継続的な取組を評価するも

のです。認定後も法令遵守と事業運営の健全性を維持し、より一層の脱炭素型資源循環への取組をお願いします。

10. 報告義務について

本制度は、認定事業者の継続的な取組を評価し、北九州市の脱炭素型資源循環を推進することを目的としています。認定後も、事業活動を通じて環境への貢献を継続し、その進捗を市に報告いただく必要があります。

(1) 実績報告書の提出

認定事業者は、前年度（4月1日から3月31日）の脱炭素型資源循環に関する取組等の状況について、毎年6月30日までに実績報告書を市に提出してください。

実績報告書の提出は、事業活動を可視化し、市が脱炭素型資源循環の進捗状況を分析・評価するための重要な資料となります。

(2) 市からの追加報告

この手引きに定めのない事項や制度の円滑な運営に必要な場合、市から追加で報告を求めることがあります。

11. 認定事業者へのインセンティブ

- 認定証の交付
- 許可証への記載（処理業者・収集運搬業者）
- 認定ロゴマークを活用した企業PR
- 市が実施するセミナー・講習会等における取組紹介
- 市ホームページでの周知
- 市の各種支援制度に関する配慮
 - ・ 地域みらい促進資金（中小企業振興課）
 - ・ 北九州市中小企業の3E-Action（創エネ・省エネ・蓄エネ）応援事業（再生可能エネルギー導入推進課）
 - ・ 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業（サーキュラーエコノミー推進課）